

香芝市国旗等の掲揚に関する要綱を次のように定める。

令和7年3月10日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市国旗等の掲揚に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）の施設における国旗及び香芝市旗並びにその他の旗（以下「国旗等」という。）の掲揚に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲揚方法)

第2条 国旗等の掲揚方法は、別記に定めるとおりとする。

(掲揚日)

第3条 国旗等の掲揚は、香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1号に規定する日以外の日（以下「平日」という。）のほか、次に掲げる日に行う。ただし、降雨、降雪、強風等により国旗等が汚損又は破損するおそれがある場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日
- (2) 市が主催する式典又は行事（以下「式典等」という。）の日
- (3) 国の祝典、祝賀行事その他これらに類する行事の日
- (4) 国葬儀、追悼式典その他これらに類する行事の日
- (5) その他市長が国旗等の掲揚が必要と認める日

(掲揚時間帯)

第4条 国旗等を掲揚する時間帯は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間帯とする。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

- (1) 平日 各施設の開場時間帯
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる日 平日において各施設が開場している時間帯

(掲揚場所)

第5条 国旗等を掲揚する場所は、次のとおりとする。

- (1) 各施設の掲揚柱
- (2) 式典等を行う施設の掲揚柱又は正面（第3条第2号の規定により国旗等を掲揚する場合に限る。）

(3) その他市長が適当と認める場所

(弔意を表す日)

第6条 弔意を表す方法により国旗等を掲揚する日は、次のとおりとする。

(1) 毎年3月11日（東日本大震災（平成23年4月1日閣議決定））

(2) 毎年8月6日（広島市平和推進基本条例（令和3年6月広島市条例第50号）第6条に規定する平和記念日）

(3) 毎年8月9日（ながさき平和の日条例（平成7年3月長崎市条例第2号）第2条に規定するながさき平和の日）

(4) 毎年8月15日（戦没者を追悼し平和を祈念する日（昭和57年4月13日閣議決定））

(5) 第3条第4号に規定する日

(6) その他市長が適当と認める日

(弔意を表す方法)

第7条 弔意を表す国旗等を掲揚する方法は、次のとおりとする。

(1) 半旗を掲揚するものとする。ただし、国旗及び市旗並びに外国国旗を併せて掲揚する場合は、外国国旗は半旗とせず、国旗及び市旗並びに香芝市立学校の校旗その他の香芝市の機関の旗を併せて掲揚する場合は、当該香芝市の機関の旗も半旗とする。

(2) 半旗の掲揚は、竿頭まで揚げてから掲揚柱の3分の1に相当する分を降ろすものとし、降納も、竿頭まで揚げてから降ろすものとする。

(3) 半旗を掲揚することができないときは、竿頭を黒布で覆い、かつ、幅3センチメートルの黒布を竿頭と旗の間に取り付けるものとする。

(管理)

第8条 国旗等の管理は、各施設の管理者がそれぞれ行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記

1 国旗等の掲揚方法は、次のとおりとする。

(1) 国旗及び市旗を併せて掲揚する場合

イ 旗の大きさは、同一とする。

ロ 掲揚柱により掲揚するときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から、香芝市旗、国旗の順とする。この場合において、掲揚柱が3本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から詰めて掲揚するものとする。ただし、高さが異なる掲揚柱があるときは、最も高い掲揚柱に国旗、その次に高い掲揚柱（その次に高い掲揚柱が2本以上あるとき又は最も高い掲揚柱が2本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって国旗の右側の掲揚柱）に香芝市旗を掲揚するものとする。

ハ 舞台等において掲揚するときは、正面から舞台等を見て右側から、香芝市旗、国旗の順とする。この場合において、旗竿と旗竿を交差させるときの接点は、国旗の竿を手前側とする。

(2) 国旗及び市旗並びに外国国旗を併せて掲揚する場合

イ 旗の大きさは、同一とする。

ロ 掲揚柱により掲揚するときは、外国国旗を国旗より上位に掲揚するものとし、敷地外から旗の正面に向かって右側から、香芝市旗、国旗、外国国旗の順とし、外国国旗が複数あるときは、国名のアルファベット順に掲揚するものとする。この場合において、掲揚柱が4本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から詰めて掲揚するものとする。ただし、高さが異なる掲揚柱があるときは、同一の高さの掲揚柱に外国国旗及び国旗を掲揚するものとし、その次に高い掲揚柱（その次に高い掲揚柱が2本以上あるとき又は外国国旗及び国旗と同一の高さの掲揚柱が他にあるときは、敷地外から旗の正面に向かって国旗の右側の掲揚柱）に香芝市旗を掲揚するものとする。

ハ 舞台等において掲揚するときは、正面から舞台等を見て右側から、香芝市旗、国旗、外国国旗の順とする。

(3) 国旗及び市旗並びに香芝市立学校の校旗その他の香芝市の機関の旗を併せて掲揚する場合

イ 旗の大きさは、国旗及び市旗は同一とし、香芝市立学校の校旗その他の香芝市の機関の旗は国旗及び市旗より大きくないものとする。

ロ 掲揚柱により掲揚するときは、当該香芝市の機関の旗を香芝市旗より下位に掲揚するものとし、敷地外から旗の正面に向かって右側から、当該香芝市の機関の旗、香芝市旗、国旗の順とする。この場合において、

掲揚柱が4本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から詰めて掲揚するものとする。ただし、高さが異なる掲揚柱があるときは、最も高い掲揚柱に国旗、その次に高い掲揚柱（その次に高い掲揚柱が2本以上あるとき又は最も高い掲揚柱が2本以上あるときは、敷地外から旗の正面に向かって国旗の右側の掲揚柱）に香芝市旗、その次に高い掲揚柱（その次に高い掲揚柱が2本以上あるとき又は香芝市旗と同一の高さの掲揚柱が他にあるときは、敷地外から旗の正面に向かって香芝市旗の右側の掲揚柱）に当該香芝市の機関の旗を掲揚するものとする。

ハ 舞台等において掲揚するときは、正面から舞台等を見て右側から、当該香芝市の機関の旗、香芝市旗、国旗の順とする。

(4) 掲揚柱が1本の場合は、国旗を掲揚するものとする。

(5) 掲揚柱が2本の場合で、掲揚すべき香芝市立学校の校旗その他の香芝市の機関の旗があるときは、敷地外から旗の正面に向かって右側から香芝市の機関の旗及び国旗を掲揚するものとし、掲揚すべき香芝市立学校の校旗その他の香芝市の機関の旗がないときは、前記1第1号による掲揚方法により国旗及び市旗を掲揚するものとする。この場合において、旗の大きさは、香芝市立学校の校旗その他の香芝市の機関の旗は国旗より大きくないものとする。

2 前記1による掲揚方法により難しい場合は、別の掲揚方法によることができる。